Press Release

厚生労働省北海道労働局発表令和7年10月10日

報道関係者 各位

厚生労働省

北海道労働局労働基準部安全課 課 長 那須 眞人担

主任安全専門官 星川 勉 労働基準監督官 木戸 大輔

代表電話:011-709-2311(内線 3553)

直通電話:011-788-6371

労働災害による死亡者数は、令和7年39人に ~死亡災害撲滅に向けたさらなる取組を~

当

北海道労働局(局長 村松 達也)は、北海道内における令和7年の労働災害発生状況(令和7年9月末現在速報値)について取りまとめたので、その内容を公表します。

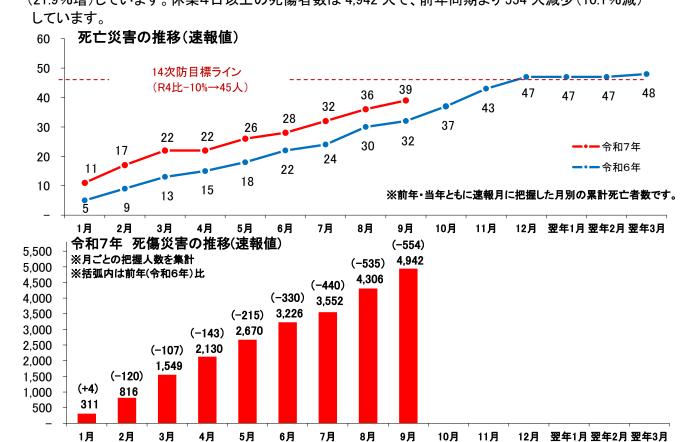
令和7年9月末現在、令和7年の北海道における死亡者数は39人(前年同期比7人増)となりました。9月に新たに把握した死亡者は3人であり、製造業、建設業、港湾運送業の「はさまれ、巻き込まれ」がそれぞれ1人ずつでした。

9月に発生した死亡災害の起因物は「動力機械」が2件、「物上げ装置、運搬装置」が1件でした。機械が不意に動作することによって発生する労働災害が非常に多いため、機械の修理等の作業においては機械の運転の停止や立入禁止区域の設定等の安全な作業手順を作成し、遵守してください。また、車両系建設機械等の重機の可動範囲には労働者を立ち入らせないことが原則です。立入禁止措置等の重機との接触防止対策が適切に実施されているか今一度点検を行ってください。

北海道労働局では、令和7年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間において、「建設工事追込み期労働災害防止運動」を展開しております。詳しくは下記7(10)をご覧ください。

1 【令和7年】労働災害の月別推移(令和7年9月末現在)

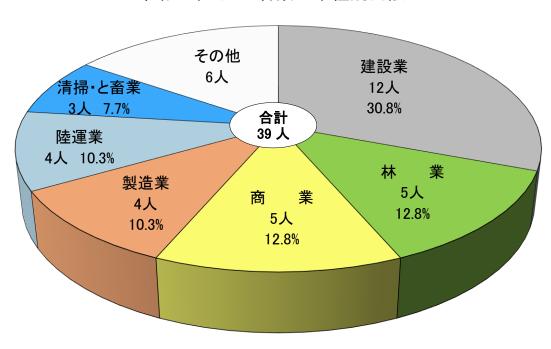
令和7年9月末現在の道内における労働災害による死亡者数は 39 人で、前年同期より7人増加 (21.9%増)しています。休業4日以上の死傷者数は 4,942 人で、前年同期より 554 人減少(10.1%減)しています。



2 【令和7年】死亡災害発生状況

(1)業種別の状況【資料番号1,2】

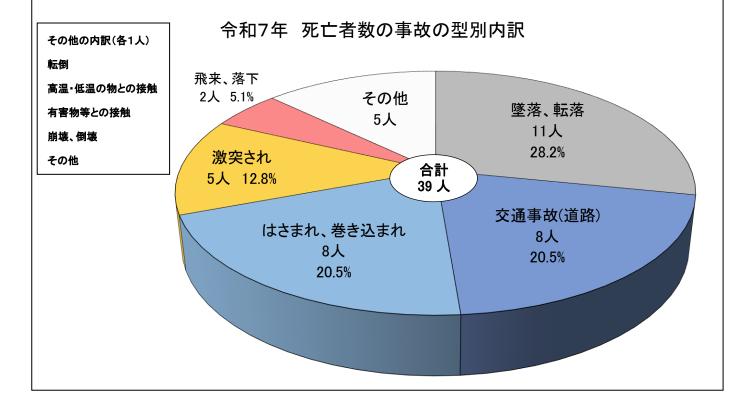
死亡者数の業種別の内訳は、その他を除くと建設業が12人(30.8%)と最も多く、林業、商業がそれぞれ5人(12.8%)ずつ、製造業、陸上貨物運送業がそれぞれ4人(10.3%)ずつ、清掃・と畜業が3人(7.7%)となっています。



令和7年 死亡者数の業種別内訳

(2)事故の型別の状況

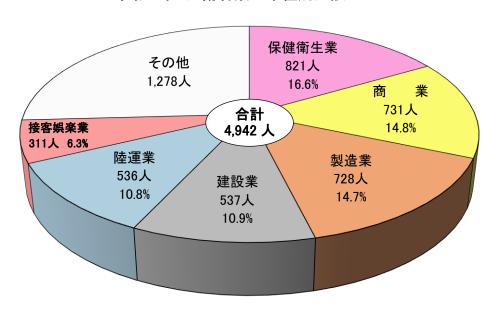
死亡者数の事故の型別内訳は、「墜落、転落」が 11 人(28.2%)と最も多く、「交通事故(道路)」、「はさまれ、巻き込まれ」がそれぞれ8人(20.5%)ずつ、「激突され」が5人(12.8%)、「飛来、落下」が2人(5.1%)、「転倒」、「高温・低温の物との接触」、「有害物等との接触」、「崩壊、倒壊」、「その他」がそれぞれ1人(2.8%)ずつとなっています。



3 【令和7年】休業4日以上の死傷病災害発生状況

(1)業種別の状況【資料番号3】

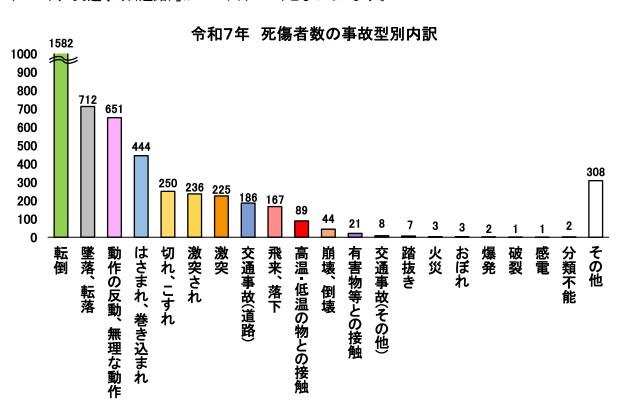
死傷者数の業種別内訳は、その他を除くと保健・衛生業が821人(16.6%)と最も多く、商業が731人(14.8%)、製造業が728人(14.7%)、建設業537人(10.9%)、陸上貨物運送業が536人(10.8%)、接客娯楽業が311人(6.3%)となっています。



令和7年 死傷者数の業種別内訳

(2)事故の型別の状況

令和7年の死傷者数 4,942 人の事故の型別内訳は、「転倒」が最も多く1,582 人(32.0%)、「墜落、 転落」が 712 人(14.4%)、「動作の反動、無理な動作」が 651 人(13.2%)、「はさまれ、巻き込まれ」が 444 人(9.0%)、「切れ、こすれ」が 250 人(5.1%)、「激突され」が 236 人(4.8%)、「激突」が 225 人 (4.6%)、「交通事故(道路)」が 186 人(3.8%)となっています。



7 北海道労働局の対応

(1)死亡労働災害撲滅のための緊急要請について

令和7年に入り、死亡労働災害が39件に達しており、北海道労働局では、災害防止団体及び事業者団体に対して令和7年1月30日付けで労働基準部長による「死亡労働災害撲滅ための緊急要請」を行っています。

死亡災害の撲滅に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検し、労使双方が協力して死亡労働災害撲滅に取り組みましょう。

死亡労働災害撲滅のための緊急要請について

※北海道労働局ホームページ内に移動します。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai.html



(2) 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正について

(令和7年5月14日付け基発0514第1号)ー令和8年1月1日から段階的に施行*ー

※一部は公布日(R7.5.14)に施行済み

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が第 217 回国会で成立し、令和7年 5月 14 日に公布されました(令和7年法律第 33 号)。改正内容の詳細は厚生労働省 HP をご覧ください。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正について

※厚生労働省ホームページ内に移動します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57195.html



(3)個人事業等の安全衛生対策について【令和7年4月1日施行】

労働安全衛生規則等の改正で、危険箇所での作業の一部を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全衛生法第20条等に定める作業場所に起因する危険性に対処するための措置として、退避や危険箇所への立入禁止等の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

個人事業者等の安全衛生対策について

※厚生労働省ホームページへ移動します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html



(4) 労働者死傷病報告等の電子申請の義務化について【令和7年1月1日施行】

労働者死傷病報告、各種健康診断等の報告事項が改正され、**令和7年1月1日以降**に届出を行う場合は、原則電子申請が義務化されます(※暫定措置として一定期間の間は窓口受理も行います)。電子申請を行う際には、**事前に e-Gov への登録が必要**になりますのでご注意ください。労働者死傷病報告の入力を補助する「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」もありますので併せてご利用ください。

労働者死傷病報告等の電子申請の義務化に関する情報はこちら

※厚生労働省ホームページへ移動します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei 00002.html

※e-Gov 電子申請のホームページへ移動します。

https://shinsei.e-gov.go.jp/



(5)転倒労働災害防止について

転倒労働災害防止のためには、災害発生の環境要因の解消(ハード対策)や労働者の不安全行動を防止するための教育や高齢化に伴う身体機能の低下への対策(ソフト対策)等が必要です。当局ホームページでは、事業者向け及び労働者向けのリーフレット、健康や体力の状況を客観的に把握できる「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を公開しておりますので、講ずべき安全衛生対策の検討やセルフチェックの実施等にご活用ください。なお、転倒災害防止に係るリーフレットには「つまづき」や「滑り」による転倒災害の原因及び対策に関する情報等も掲載しておりますので、併せてご確認ください。

転倒労働災害防止対策に関する情報はこちら

※北海道労働局ホームページ内に移動します。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_e isei/anzen-kankei/saigai/_119991.html



(6)建設業におけるリスクアセスメントについて

建設現場における労働災害を防止するためには、リスクアセスメントを実施することにより、作業内容に関する危険性や有害性を事前に把握し、それに応じた作業内容や講ずべき措置を決定及び反映していく必要があります。「建設業におけるリスクアセスメントのすすめ方」を参考に、リスクアセスメントを実施するための体制づくりや具体的な実施方法についてご参照いただき、労働災害撲滅に向けた取組を徹底してください。

「建設業におけるリスクアセスメントのすすめ方」はこちら。

※職場のあんぜんサイト(外部リンク)に移動します。

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/ken_index.html



(7)職場の災害防止対策ヒント集について

「北海道労働局小売業 SAFE 協議会」及び「北海道労働局介護施設 SAFE 協議会」で作成した転倒や腰痛防止のヒント集を当局ホームページで公開しています。安全衛生教育等の場面でご活用ください。

「職場の災害防止対策ヒント集」のダウンロードはこちら。

※北海道労働局ホームページ内に移動します。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/daisanji.html



(8)第14次労働災害防止計画について

「第14次労働災害防止計画」関連のリーフレットはこちら。

※北海道労働局ホームページ内に移動します。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/roudusaigaiboushikeikaku_14.html



(9)災害速報の掲載について

「令和7年発生の死亡労働災害」についてはこちら

※北海道労働局ホームページ内に移動します。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/healthnews_00002.html



(10)「建設工事追込み期労働災害防止運動」について

北海道における建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる 10 月から 12 月に多発する傾向にあり、特に死亡労働災害は過去5年間の同時期の死亡者数を労働局別に比較すると、北海道が突出している状況にあります。そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

「建設業の労働災害防止について」はこちら

※北海道労働局ホームページ内に移動します。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/kennsetsugyousaigaiboushi.html



【添付資料】

詳細な災害発生状況や死亡災害情報については、北海道労働局HPを参照願います。

(https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/newsaigai.html)

資料番号1 令和7年における死亡災害発生状況 [速報]

資料番号2 令和7年における死亡災害発生状況 (その他の事業の内訳)

資料番号3 令和7年 業種別労働災害発生状況 (その1、その2)



各年の災害統計は、翌年3月末までに把握した 12 月末までの休業4日以上の災害情報を集計して、 統計値を確定しています。なお、令和6年の災害情報については確定値を記載しています。

資料番号1

令和7年 業種別死亡災害発生状況 [速報]

令和7年9月末現在

北海道労働局

	T		-	la libra	•		-			1017		
	令	和 7	年	令 拜	f□ 6	5 年	同期	対	前	F 比	較	
		. Laster	構成比				構成比	全位	牛数	 	故を除く	
業 種	死亡	一者数		死亡者数						i i		
			(%)				(%)	増減数	増減率	増減数	増減率	
全産業	39	(8)	100.0	32	(5)	100.0	7	21.9	4	14.8	
製造業	4	()	10.3	4	()	10.3					
鉱業		()			()					_	
建一設 業	12	(1)	30.8	12	()	30.8		_	-1	-8.3	
交通運輸事業	ı	()			()			_		_	
陸上貨物運送事業	4	(3)	10.3	3	(2)	7.7	1	33.3			
港湾運送業	1	()	2.6		()		1	_	1	_	
林 業	5	()	12.8	1	()	2.6	4	400.0	4	400.0	
その他の事業	13	(4)	33.3	12	(3)	30.8	1	8.3			

[※] 本統計は、本年・昨年ともに把握した死亡者数の速報値である。

[※] 死亡者数欄の()内は、交通事故による死亡者数で、内数である。

資料番号2

令和7年 業種別死亡災害発生状況(その他の事業の内訳)[速報]

令和7年9月末現在 北海道労働局

					11 J.H. I.	TJ,	月木児仁	L.					
	令	= /	和 7	年	令	和	6 年	同期	対	前	手 比	較	
₩: 14	7.IZ	⇡↛⇉	二米人	構成比	死亡者数			構成比	全4	牛数	交通事故を除く		
業種	УĽ	亡者	数	(%)	УĽ	ı∟1ŧ	1 数	(%)	増減数	増減率	増減数	増減率	
その他の事業	13	(4)	100.0	12	(3)	100.0	1	8.3			
小売業	4	(2)	30.8	1	()	7.7	3	300.0	1	100.0	
医療保健業		()			()			_		_	
社会福祉施設		()		1	(1)	7.7	-1			_	
清掃・と畜業(ビルメン テナンス業を除く)	1	()	7.7		()		1	_	1	_	
ビルメンテナンス業	2	()	15.4		()		2	_	2	_	
ゴルフ場の事業		()			()			_		_	
警備業	1	()	7.7		()		1	_	1	_	
農業•畜産業		()		5	()	38.5	-5	_	-5	-100.0	
水産業		()			()			_		_	
その他	5	(2)	38.5	5	(2)	38.5		_			

[※] 本統計は、本年・昨年ともに把握した死亡者数の速報値である。

[※] 死亡者数欄の()内は、交通事故による死亡者数で、内数である。

資料番号3

令和7年 業種別労働災害発生状況 その1

令和7年9月末現在

北海道労働局

		区分	令	和 7	7 年	令	和 6	5 年	対 前	年	業種割合	令 和	6 年 確	定値
業種	i別		死亡	休業	合計	死亡	休 業	合 計	増減数	増減率	(%)	死 亡	休業	合計
全	産業	全合 計	39	4,903	4,942	32	5,464	5,496	-554	-10.1	100.0	48	8,585	8,633
集	以 道	章 業	4	724	728	4	766	770	-42	-5.5	14.7	7	1,114	1,121
1	食	料 品		338	338	1	387	388	-50	-12.9	6.8	2	578	580
7	木 材	• 家 具		68	68		78	78	-10	-12.8	1.4		104	104
糸	纸 •	印刷		13	13		10	10	3	30.0	0.3		17	17
2	窯 業	土石	1	39	40		27	27	13	48.1	0.8		42	42
\$	金 属	• 機 械	2	136	138	1	114	115	23	20.0	2.8	3	161	164
Ž	そ	の他	1	130	131	2	150	152	-21	-13.8	2.7	2	212	214
14/14	拡	Щ					2	2	-2	-100.0			2	2
業	上石	採取業		21	21		21	21			0.4		26	26
建	建 彭	業	12	525	537	12	522	534	3	0.6	10.9	18	834	852
_	土木	工事業	6	186	192	7	169	176	16	9.1	3.9	9	263	272
菱	書 築	工事業	3	197	200	3	224	227	-27	-11.9	4.0	6	371	377
7	木 造	建築業	2	60	62	1	62	63	-1	-1.6	1.3	1	105	106
Ž	そ	の他	1	82	83	1	67	68	15	22.1	1.7	2	95	97
交ì	通運	輸事業		200	200		240	240	-40	-16.7	4.0		372	372
陸上	貨物	運送事業	4	532	536	3	555	558	-22	-3.9	10.8	4	855	859
ì	道路貨	貨物運送	3	503	506	3	523	526	-20	-3.8	10.2	4	804	808
ß	陸上負	貨物取扱	1	29	30		32	32	-2	-6.3	0.6		51	51
港	湾道	延送 業	1	11	12		16	16	-4	-25.0	0.2		19	19
巿	木	業	5	47	52	1	51	52			1.1	4	75	79
力	く 産	業		63	63		58	58	5	8.6	1.3		106	106
產	新	業	5	726	731	3	759	762	-31	-4.1	14.8	3	1,174	1,177
清	掃•	と畜業	3	280	283		344	344	-61	-17.7	5.7		504	504
上記	己以夕	トの事業	5	1,774	1,779	9	2,130	2,139	-360	-16.8	36.0	12	3,504	3,516

[※] 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計した速報値である。 ※ 死亡災害及び休業災害の件数は、本年・昨年ともに把握した件数である。

令和7年 業種別労働災害発生状況 その2

令和7年9月末現在

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

「上記以外の事業」の内訳												
区分	令	和 7	年	令	和 6	年	対 前	年	業種割合	令 和	6 年	確定
業種別	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	(%)	死 亡	休業	合計
農業		60	60	2	76	78	-18	-23.1	1.2	2	143	145
畜産業		187	187	3	175	178	9	5.1	3.8	4	288	292
金融•広告業		35	35		29	29	6	20.7	0.7		45	45
映画·演劇業					2	2	-2	-100.0			2	2
通信業	1	123	124		138	138	-14	-10.1	2.5		198	198
教育·研究業		49	49		54	54	-5	-9.3	1.0		74	74
保健衛生業		821	821	1	1,143	1,144	-323	-28.2	16.6	1	1,954	1,955
接客娯楽業		311	311	1	299	300	11	3.7	6.3	2	465	467
その他の事業	4	188	192	2	214	216	-24	-11.1	3.9	3	335	338
合計	5	1,774	1,779	9	2,130	2,139	-360	-16.8	36.0	12	3,504	3,516

「第三次産業」の内訳

第二次産業」の内訳												
区分	令	和 7	年	令	和 6	年	対 前	i 年	業種割合	令 和	6 年	確定
業種別	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	(%)	死 亡	休業	合計
商業	5	726	731	3	759	762	-31	-4.1	14.8	3	1,174	1,177
うち 小売業	4	563	567	1	600	601	-34	-5.7	11.5	1	911	912
金融•広告業		35	35		29	29	6	20.7	0.7		45	45
映画·演劇業					2	2	-2	-100.0			2	2
通信業	1	123	124		138	138	-14	-10.1	2.5		198	198
教育·研究業		49	49		54	54	-5	-9.3	1.0		74	74
保健·衛生業		821	821	1	1,143	1,144	-323	-28.2	16.6	1	1,954	1,955
うち 社会福祉施設		458	458	1	579	580	-122	-21.0	9.3	1	882	883
うち 医療保健業		352	352		552	552	-200	-36.2	7.1		1,057	1,057
接客•娯楽業		311	311	1	299	300	11	3.7	6.3	2	465	467
うち 飲食店		134	134		120	120	14	11.7	2.7		197	197
うち 旅館業		74	74		85	85	-11	-12.9	1.5		128	128
うちゴルフ場		34	34		38	38	-4	-10.5	0.7	1	55	56
清掃・と畜業	3	280	283		344	344	-61	-17.7	5.7		504	504
その他の事業	4	188	192	2	214	216	-24	-11.1	3.9	3	335	338
うち 警備業	1	44	45		57	57	-12	-21.1	0.9		80	80
合計	13	2,533	2,546	7	2,982	2,989	-443	-14.8	51.5	9	4,751	4,760